

# 観光デジタルアンケート分析業務委託仕様書

## 1. 目的

佐渡市の観光の現状を把握し、有効な観光施策を検討するため、島外旅行者を対象とした来訪目的や年代、性別等の属性、滞在日数等の基礎的な内容のアンケートを実施し、データ分析を行う。また、来訪者のニーズを把握することで、効率的かつ効果的な誘客、満足度の向上等につなげるため、即時性の高いWEBでのアンケート調査を実施するものである。

## 2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

## 3. 委託上限額

4,972千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 4. 内容

### (1) アンケート調査項目

以下の調査項目を含めることを必須とし、15問程度の項目を提案すること。なお、調査項目については提案した内容を佐渡市と協議し決定すること。

- ・居住地（都道府県）
- ・性別・年代
- ・同行者（男性1名、女性1名、男女複数、子供づれ、成人男女、男性複数、女性複数）
- ・来訪目的
- ・滞在期間
- ・旅行満足度
- ・観光消費額

### (2) 調査手法

佐渡市が指定するアンケートシステムにより、WEBアンケートを実施する。受託者はWEBアンケートURLからQRコードを生成し、回答者に提供し、回答者のスマートフォン等で回答してもらうものとする。

### (3) アンケートの周知

受託者は、回答者数を最大化するために、アンケートの周知を目的としたチラシ等を作成し、市内事業者への協力の呼びかけを行うものとする。なお、市内事業者の連絡先リストは市から提供するものとする。

その他、様々な属性の旅行者からのアンケートを収集するために有効な周知方法を提案すること。

また、アンケート回答者のうち、毎月30名に発送費用を含む3,000円相当の佐渡産品をプレゼントする。

### (4) アンケート期間

令和6年5月～令和7年2月

(5) アンケート結果の取りまとめ

アンケート結果について、佐渡市が定める期日までに受託者にアンケート回答のローデータを送付する。提供されたローデータを取りまとめ月ごとの変化や季節性による回答の違いなどを分析すること。

(6) レポーティング

取りまとめたアンケート結果を毎月市にオンラインミーティング等でレポートすること。また、アンケート結果以外についても佐渡市の観光の状況が把握できるようにオープンデータ等を駆使し、佐渡市及び関係団体が実施するマーケティング活動に有益な情報を提供すること。

(7) 独自性のある業務

上記業務のほか、業務の目的を達成するにあたり、必要かつ効果的な業務内容があれば独自に提案すること。

5. 業務の実施

業務の実施に当たっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。

6. 実績報告

毎月の分析結果のほか、年間を通じた調査結果を分析したうえで、課題解決方法や効果的な取り組みなどについて実績報告としてまとめ、佐渡市へ提出すること。

7. 報告・調査等

委託者は、最終報告書を受領後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

8. 委託金額の減額

委託者は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

9. その他

- (1) 受託者は、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。

- (5) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (6) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。
- (7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ委託者委託者の承諾を得るものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、両者が協議して内容を決定するものとする。